



【目次】

- 国際財務報告書（IFRS）の動き 第1回
- 事業承継を考える 第2回
- //
- 保険の話 第2回 企業防衛準備資金

2009. 8. 20 発行

第153号

(初版1997. 01)

IFRS

(イファース又はアイファス)

世界で会計基準の統一の動きが出ています。決算数値や財務諸表が大きく変わり、その影響は会計処理だけでなく多部門にわたります。

そこで今回は、この世界標準となる国際財務報告書（IFRS）についてご紹介します。

Why now

■ なぜ今なのか

経済の急速なグローバル化に伴い、国境を越えた会計処理の差異の是正や、投資家の判断材料を統一するため。

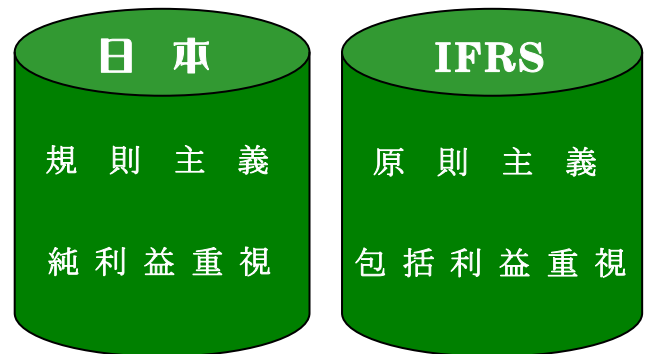
Object enterprise

■ 日本での導入時期と対象企業

米国やEUでも上場しているグローバル企業を対象に、2010年3月期から任意適用、2015年～2016年には日本でのみの上場企業にも、段階的若しくは一斉に強制適用する予定。仮に上場企業ではなくても、親会社がグローバル企業であったり、近い将来に上場を計画しているのであればIFRSでの財務諸表が必要になるかもしれない。なお、対象は連結決算についてのみであり、単体決算については、これまで通り。ただし、単体決算→連結決算という流れになるため、単体決算であってもIFRSからの理解が必要となる。

Difference

■ 現状との違い



● 規則主義

会計基準や解釈指針、実務指針、ガイダンスなどで事細かに規則が決められている。

● 原則主義

解釈指針はあるが、それ以外の詳細な規定や数値基準はほとんどない。自由度があるように見えるが、実務面でどのように適用するのか企業自身が議論して決めなければならない。

● 純利益重視

収益費用からアプローチ。

● 包括利益重視

資産負債からアプローチ。資産から負債を差し引いた純資産を計算する。これが当期中にどれだけ増えたかに着目。本業の儲けのほかに、資産価値の動きも大きく影響する。

根本的な違いは上記のとおりとなりますが、これでは抽象的すぎて具体的にどのように変わり、どのような負担が出てくるのかがあまり見えてこないと思われます。今回は、紙面の掲載上ここまでといたしますが、次回、具体的な計算方法の違いや、B/S、P/Lに変わる新たな財務諸表の書式などをご紹介します。

事業承継

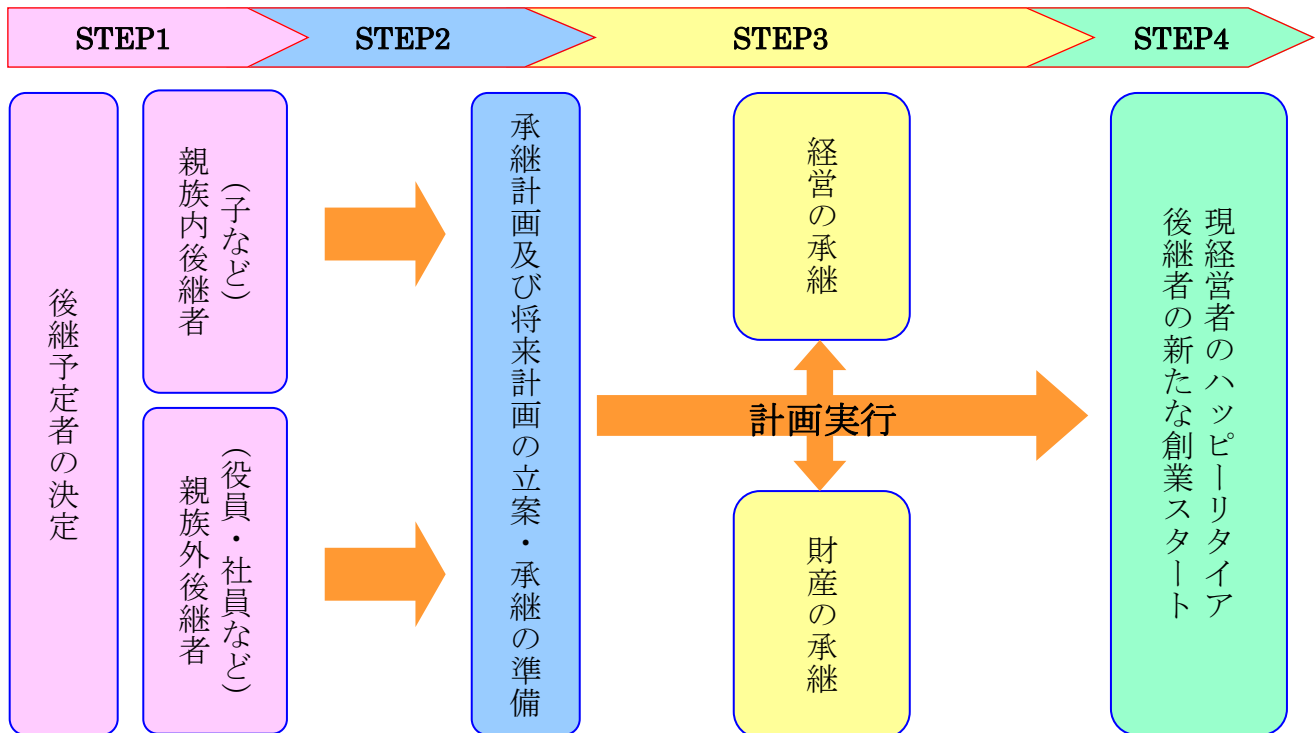
を考える



● 後継者候補がいる場合の事業承継

前号では、事業承継の入り口として「事業承継の不安要素と企業の選択肢」について解説しました。今号では、「後継者候補がいる場合の事業承継」についてご紹介します。

〔基本的な承継の流れ〕



STEP1

後継者候補を親族内又は親族以外の役員や社員などから選ぶこととなります。後継者の判断基準は、経営者としての資質や本人の意欲、関係者から理解が得られるか、など挙げられます。後継者候補が身内又は他人のいずれにしても、事業承継をスムーズに行うための承継計画を立てることが必要であり、単純に代表権を譲るだけでは事業承継は行えません。

STEP2

後継者候補が決定したらその承継計画を立てます。概ね3年～10年の計画が目安でしょう。承継計画を立てる際のポイントは、「**経営の承継**」と「**財産の承継**」の大きく2つに分類されます。

このうち「**経営の承継**」はいわゆる人的承継と言われ、主に後継者自身の問題であり、経営者になるには何が必要か、そのためにはどうしたら良いのか、など後継者が経営力をつけるための承継を言います。

一方「**財産の承継**」については、いわゆる物的承継と言われ、経営者が有している事業用の財産・債務（自社の株式や自社に貸している不動産、債務の保証など）を後継者に引き継がせるための承継を言います。

また、事業承継と言っても目先の承継だけを考えたのでは、その後の経営に不安が残ります。肝心なのは承継が行われた後で、会社をどのように経営し、どういった経営戦略で、いかに会社を存続・発展させていくか、といった後継者が新たに創業した後の計画を立てることも必要になりま

STEP3

承継計画に基づいて承継の準備をし、計画を実施します。その実施から承継に至るまで長期に渡る可能性が高いため、定期的に計画を見直して現状に合わせた対策を実施して行きます。

STEP4

経営者の勇退とともに後継者は新たな創業をスタートします。



「経営の承継」の概要

では具体的な承継計画を立てる前に、前記の「経営の承継」と「財産の承継」についてどのような問題点や対策が必要になるのかを確認します。そのうち今号では「経営の承継」について解説します。

ポイント1

関係者の理解・信用を得る

自社の役員や従業員はもちろんのこと、取引先企業や金融機関とのコミュニケーションを図り人望を形成する。



ポイント2

経営理念・ノウハウの承継

経営者から後継者への直接指導により自社の経営理念や長年培った経営上のノウハウ、業界事情などを承継する。



ポイント3

後継者の内部教育

①自社の各部門をローテーションさせる、②役員等の責任のある地位に就ける、ことにより、経験と知識を習得させ、さらに重要な意思決定やリーダーシップを発揮する機会を与える。



ポイント4

後継者の外部教育

①他社での勤務を経験させる、②子会社や関連会社がある場合には経営を任せる、③外部のセミナーに積極的に参加する、ことにより、スキルアップを図る。



ポイント5

自社の財務内容等を知る

適切な経営判断をするにはある程度の財務の知識が必要になります。自社の保有資産や社員の能力、資金繰りの状況、借入金の状況などを把握しておき、将来の新たな創業に備えましょう。



ここまでが「経営の承継」の概要になりますが、この「経営の承継」がスムーズにいかなければ次回解説する「財産の承継」がうまくいったとしても事業承継自体が失敗に終わってしまう可能性がありますので、経営者と後継者でよく話し合いをして方向性を決め、計画通り実施していくことが必要になります。



保 険 の は な し

企業防衛準備資金

中小企業の多くは、経営者の手腕と信用で成り立っており、経営者に万一のことが発生した場合の影響は大きい。前号の『保険のはなし～経営者の11スク』の続きとして、企業防衛準備資金について紹介します。

企業防衛準備資金とは？

経営者に万が一の事態が発生した場合、企業に与える経済的損失は多大なものとなります。この経済的損失を補う保障の一部であり、『円滑に事業を承継するための資金』と言えます。

保障金額の算定

以下の5つの要素から成り立ちます。

① 運転資金、固定費

⇒売上ダウンや会社の信用力低下に対して備える資金



運転資金×必要倍数+月額固定費×必要月数 (※)

※ 運転資金=売上債権+棚卸資産-買入債務
必要倍数・必要月数は、業種や規模、後継者の経営関与度の高低等で異なります。

② 借入金返済資金

⇒担保差し押さえ等の事態にならないように、借入金返済に充てる資金



借入金残高×必要返済割合(0~100%)

必要返済割合は、現経営者死亡時に全額返済するのであれば100%になります。

③ その他負債

(買掛金、支払手形以外の負債)

⇒経営者死亡時に一括返済が必要な資金



④ 現金化可能資産

⇒現預金、有価証券などの資産



⑤ 納税準備資金

⇒受取保険金には法人税・住民税が課税されるので、納税額を加味する必要があります。

$$\frac{①+②+③-④}{①+②+③-④} \div (1-\text{法人税等実効税率}) - (\text{※})$$

※法人税等実行税率=約40%



$$\text{企業防衛準備資金} = ① + ② + ③ - ④ + ⑤$$

事業存続のため、最低限備えるべき保障額といえます。貴社の保障は十分でしょうか？

定期的な確認・検討が大切です。

編集後記

最近、食事の時に“よく噛む”ことを心掛けています。歯周病や虫歯予防はもちろん、脳の発達や、がんの予防にもなるそうです。



これらの効果を得るにはひと口30回噛むことが必要だそうです。大変ですが、健康の為に続けようと思っています。(古山)

月刊グローバル 2009年9号

2009年8月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合
エスバイエス事業協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。